

毎週火、金曜日発行（但休日等当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 馬伝染性貧血等の検査、駆除
土地改良区設立認可
土地改良区の定款変更
新規土地改良事業の決定
土地改良区役員の退任及び就任
保安林の指定解除
昭和三十三年度森林区実施計画の公表
- ◇人委規則 産業教育手当の支給に関する規則

告示

鳥取県告示第四十三号

次のように馬伝染性貧血、牛の肝つて、検査及び駆除を实

施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬及び牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 馬伝染性貧血、牛の肝つて、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬伝染性貧血検査……馬
肝つて、検査……牛、ただし生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
馬伝染性貧血検査……一 チョツケ試験管法による赤血球数検査
二 担鉄細胞検査
肝つて、検査……皮内注射反応、虫卵検査法
肝つて、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 馬伝染性貧血検査(所子)

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	西伯郡名和町光徳、名和	光徳 名和家畜検査場
二十五日	庄内 大山町所子	庄内、所子
二十六日	大山、高麗	大山、高麗
二十七日	淀江町淀江、大和	淀江、大和
二十八日	大山町大山	大山
三月一日	淀江町字田川	字田川
二 牛の肝てつ検査並びに駆除(所子)		
実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	西伯郡淀江町字田川	字田川家畜検査場
二十五日	"	"
二十六日	"	"
二十七日	大和	大和
二十八日	淀江 大山町大山	淀江、赤松

三月十日

実施期日	実施区域	実施場所
十一日	名和町光徳	光徳
十二日	名和	名和
十三日	庄内	庄内
十四日	大山町高麗	高麗
十五日	所子	所子
十七日	"	"
十八日	大山	大山
十九日	"	"
二十日	"	"
三 牛の肝てつ検査(船岡)		
実施期日	実施区域	実施場所
二月十六日	八頭郡那家町中私都	下津黒家畜検査場
十七日	下私都	大坪
十八日	八頭村八東	才代
十九日	河原町西郷	牛の戸
二十日	散岐	佐貫

鳥取県告示第四十四号

東伯郡羽合町大字宇野村中多三ほか十四人の者から設立認可申請のあつた宇野山土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第二項の規定により、昭和三十三年二月一日成立した。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四十五号

栄第一土地改良区から申請のあつた定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和三十三年二月十日認可した。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四十六号

栄第一土地改良区から、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により新たに行

おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画(農道)につき審査の結果、右申請を適當と決定した。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年二月十五日から同年三月六日まで

三 縦覧の場所

東伯郡大栄町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

退任した役員の名及び住所

上砂見土地改良区

理事 宇治田 亀太郎 鳥取市上砂見

就任した役員の名及び住所

上砂見土地改良区

理事 宇治田 貞治 鳥取市上砂見

平土地改良区

理事 池田 広義 西伯郡大山町大字平

渡辺 固為

杉谷 義仲

杉谷 完一

前田 金義

中高

監事 杉谷 勝寿

浅田 正夫

平

鳥取県告示第四十八号

第一土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

理事 宇治田 幸治

村岡 信寛

村岡 幸一

平信 延藏

村岡 一

平信 喜和

村岡 清

東高尾

就任した役員の名及び住所

理事 村岡 信幸 東伯郡大栄町大字東高尾

池本 良信

村岡 操

村岡 清

徳岡 貞雄

池本 知由

上種

村岡 重夫
村岡 寿春
村岡 猶市
大口 保宗
村岡 年満
村岡 文吉
村岡 農夫
村岡 末富
村岡 武晴
森田 正矩
村岡 稔

鳥取県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く、同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから、同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

藤

茂

市郡	町村	大字	字	地番	全一面積 台帳 見込又は 実測 (実測)	解除予定 積 面積 (実測)	指定の目的	解除の理由	申請者住所氏名
気高	青谷	長和瀬	宮島	九一七ノ二	町 〇〇四	町 〇〇四	魚つきのため	公益上の理由	気高郡青谷町 高浜賢太郎
同	同	同	同	九一八ノ五	町 〇〇三	町 〇〇三	同	同	同
同	同	同	同	九一八ノ六	町 〇〇〇 五合	町 〇〇〇 五合	同	同	同
同	同	同	同	九一九ノ四	町 〇〇二	町 〇〇二	同	同	同
同	同	同	同	九二一ノ三	町 〇〇〇	町 〇〇〇	落石の防止	同	同
同	同	同	同	九二二ノ四	町 〇一〇	町 〇一〇	同	同	同
同	同	同	同	九二二ノ五	町 〇〇〇	町 〇〇〇	魚つきのため	同	同
同	同	同	同	九二四ノ四	町 〇〇七	町 〇〇七	同	同	同
岩美	国府	中河原	上坂ノ	三九五	町 〇八四	町 〇一〇	落石の防止	同	岩美郡国府町 矢芝源一

鳥取県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八条第七項の規定による昭和三十三年度森林区実施計画を昭和三十三年二月十四日から次の場所において公表する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

公表の場所

- 1 鳥取県庁
- 2 東部、中部、西部山林事務所
- 3 各市町村役場

人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚藏

鳥取県人事委員会規則第一号

産業教育手当の支給に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十二号)第五条の規定に基づき、産業教育手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給範囲)

第二条 産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- 一 実習を伴う農業又は水産に関する科目の授業又は実習を担当する一週間の時間数(第二項の規定により加算される時間数を除く。以下「関係時間数」という。)が、その者の授業又は実習を担当する一週間の全時間数(第二項の規定により加算される時間数を除く。)の二分の一に満たない者
 - 二 関係時間数と第二項の規定により加算される時間数との合計時間数が十一時間に満たない者
- 次の各号の一に該当する者については、当該各号に

定める時間数を前項第一号に定める関係時間数に加算するものとする。

一 全日制課程における実習主任の職にある者 五時間

二 二以上の校舎を兼務する者一週間のうちで兼務することとなつてゐる日一日につき一時間

三 定時制課程のうち、ホームプロジェクトを実施する分校に勤務する者 二時間

四 ホームプロジェクトを実施する全日制課程に勤務するものでホームプロジェクトの指導に従事する者 三時間以内

3 前項第四号の規定に該当する者及びその者の時間数については、任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

第三条 前条第一項の規定に該当しない者のうち、月の一日から末日までの間において授業を行うこととなつてゐる日のうちで次の各号の一に該当する日が通算して十六日以上ある者には、当該月における産業教育手

当は支給しない。

一 公務により旅行を命ぜられた日(修学旅行又は校外実習のため生徒を引率する場合を除く。)

二 前号以外の日で正常の時間割に基く授業を行わな

い日
三 前条第一項各号に該当した期間中における日

四 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)第二条及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年鳥取

県人事委員会規則第二十号)第二条及び第三条に該当し勤務しなかつた日

五 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日

六 休職又は停職を命ぜられた期間中の日

(科目の認定等)
第四条 実習を伴う農業又は水産に関する科目は、高等学校学習指導要領において、農業課程及び水産課程について定められた科目のうち、人事委員会が任命権者と協議して定める科目とする。

2 任命権者は、産業教育手当の支給を受ける資格の生じた者のある場合には、そのつど人事委員会の承認を得なければならぬ。

(支給方法)

第五条 産業教育手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日に支給する。但し、時間数の報告がおくれる場合等で給料の支給期日に支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。

2 給料月額が、職員との給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第六条又は第十二条の二の規定により算出されている者並びに職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)第三条の規定により減給されている者に対する産業教育手当の額は、その月に支給されたその者の給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。

3 第三条及び前二項に規定するもののほか、産業教育

手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。